

# 東京クラシッククラブ会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本クラブは、東京クラシッククラブ（以下、「クラブ」という）と称する。

### 第2条 (目的)

本クラブは、株式会社東京クラシック（以下、「会社」という）が所有し運営するゴルフ場、馬主クラブ、クラインガルテン、東京クラシックキャンプ、教育の森及びその付帯施設（以下、「施設」という）の利用を通して、豊かな文化のあるべき姿を復興し、次世代へ志をつなぎ、国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。クラブを安全で居心地の良い場所とするために、行動に対する共通の理解を共有するものとなる会則を制定する。

また、本クラブの会員は、クラブの掲げるビジョンを達成し、国際基準の洗練されたプライベートクラブ、真のカントリークラブを発展、継続するために本会則を遵守すると共に、それに伴う権利と義務を持つ。

### 第3条 (運營業務の委託)

会社は、クラブの運営全般を株式会社クラシック（以下、「運営会社」という）に委託し、運営会社が当クラブの運営を行う。

## 第2章 会員

### 第4条 (会員の種類)

本クラブの会員は次のとおりとする。

1. 株主会員
2. 家族会員
3. メンバージュニア
4. グローバル会員（日本在住）
5. オフショア会員（日本非在住）

各会員の定義は次のとおりである。

株主会員とは、株式会社東京クラシックの株主である個人、もしくは、法人株主が指定登録した個人を指す。

家族会員とは、株主会員が登録した配偶者もしくはパートナー、または一親等以内の親族いずれか一名を指す。

メンバージュニアとは、株主会員が登録した満6歳～満18歳までの株主会員の子息、息女を指す。

グローバル会員（日本在住）とは、日本国籍、日本永住権を保有せず、在留カードを保有する日本に居住する者を指す。

オフショア会員（日本非在住）とは、日本国籍、日本永住権、在留カードのいずれも保有せず、日本に居住していない者を指す。

#### 第5条（会員資格）

会員は、本クラブの趣旨に賛同し、会則を承諾し、次の事項のすべてに該当し、かつ、運営会社による資格審査により入会を認めた者とする。

1. 会員たる個人は、クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用を持ち、所定の入会手続を経て、運営会社の承認を得ること。
2. 暴力団等反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）及びその関係者でないこと。
3. 他のクラブにおいて除名処分を受けたものでないこと。
4. 入れ墨をするなど、会員として運営会社が不相当と認める事由のないこと。ただし、異なる文化や生活様式を尊重し、その表現としてのファッションタトゥーを施したものの入会を認める場合がある。
5. 株主会員、グローバル会員、オフショア会員は満18歳以上であること。

#### 第6条（会員の権利）

1. 会員は、運営会社が定めた規則に基づき、施設の優先的利用権を有する。
2. 会員は、運営会社が別に定める休業日を除く全ての日の開場時間内に、施設を利用できる。
3. 会員は、非会員を同伴または紹介できる。
4. 会員は、運営会社の開催する競技会等に参加することができる。
5. 家族会員、グローバル会員、オフショア会員、メンバージュニアの権利や施設利用ルールについては、運営会社が定めた規則に基づく。
6. 家族会員、メンバージュニアの権利は、指名した株主会員の権利に紐づくものであり、当該株主会員が権利を喪失した場合には権利を喪失する。

#### 第7条（会員の義務）

1. 会員は、本クラブが「国際基準の洗練されたプライベートクラブ」を実現するために、理念に一致した行動が求められ、それに伴う権利と義務をもつ。本クラブは国籍を問わず多様性を尊重しており、互いに優しさと敬意をもって接するものとする。
2. 会員は、運営会社が定めた月会費その他諸料金を遅滞なく納めるものとする。尚、月会費は1ヵ月分を前納し、月の途中で会員資格を喪失しても返還されないものとする。
3. 会員は、施設利用料について、利用当日に支払うか、一ヵ月分をまとめて口座引落もしくはカード決済で支払うかのどちらかの方法で遅滞なく収めるものとする。

4. 会員は、住所・名称等、運営会社への届出事項に変更があった場合、その旨を運営会社へ遅滞なく連絡し、所定の届出を行うものとする。
5. 会員は、名義を他人に貸与したり、他人に自己の名称を使用させたりしないものとする。
6. 会員は、本会則その他クラブの規則を遵守するものとする。また、クラブの秩序を乱しまたは名誉を毀損する行為はしないものとする。クラブハウス内で営業活動を行うことや、クラブを商用目的に利用することを禁止する。
7. 会員は、同伴または紹介した者の行為及び諸支払につき、連帯して責任を負うものとする。同伴者は、会員の同伴なくクラブハウスを使用することはできない。同伴者は、クラブ滞在中は会員と一緒に行動することが求められる。会員は、同伴者が規約に従うよう徹底する責任があり、これらに違反した場合、会員の権利を停止することがある。
8. 会員は、運営会社が開催決定した公式競技会、プロ競技会等により施設を利用できない日が生じてもこれに従うものとする。  
また、運営会社が認めた PR イベントやメンテナンス、修理、改装などのため、クラブ内またはその一部に立ち入れなくなることがある。
9. クラブ内では、会員および同伴者のプライバシーを尊重しなければならない。クラブハウスを利用している他の会員ならびに同伴者が特定される内容を当該者の同意なくソーシャルメディア（フェイスブック、X、インスタグラム、ティックトック、個人ブログを含む）などで公開することを禁止する。  
事前の許可なく商業目的に使用するためのカメラ・ビデオカメラによる録音・録画機器の使用は禁止する。
10. クラブハウスは大人向けに設計されているが、子供にも優しい環境を目指している。会員が子供を同伴するときは、他の会員への配慮を忘れず、いかなる時でも子供から目を離してはならない。
11. クラブは人と動物と自然の共生する多様性豊かな環境を目指している。愛犬を同伴して施設を利用する場合は、別途定めるルールに従わなければならない。愛犬の同伴により、他の会員、同伴者、クラブが被った損失、損害、傷害などに関しては、原因の如何を問わず、愛犬を同伴した会員が責任を負わなければならない。
12. 会員と同伴者は、当クラブのスペース内で定められた喫煙ルールに従う義務がある。運営会社は、クラブ敷地内のいかなるエリアにおいても、任意に喫煙（電子タバコを含む）を禁止または制限する権利をもつものとする。運営会社は喫煙エリアの位置をいつでも変更する権利を留保する。葉巻は別途規定を設ける。
13. 会員と同伴者は、クラブハウスの敷地に入出入りするとき、又は周辺エリアにいるときは静かにし、近隣住民に敬意を払い、地域において愛されるクラブとなるよう行動しなければならない。車で敷地内に入出入りする際もマナーを守り、安全に走行しなければならない。
14. 会員は、会則に従うものとする。

#### 第 8 条 (暴力団等反社会的勢力の排除)

1. 運営会社は、暴力団等反社会的勢力または集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行う虞があると、運営会社が判断したものをクラブに入会させず、且つ入場させない。
2. 会員は、暴力団等反社会的勢力、または集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行う虞があると運営会社が判断したものを同伴または紹介してはならない。
3. 施設利用申込受理後、申込者または利用者が暴力団等反社会的勢力であることが判明した場合は、当該申込を取り消し、即時退会とする。
4. 運営会社は、会員若しくは同伴者が暴力団等反社会的勢力であると判断した場合に、即時退会とし、退場させることができる。

### 第 3 章 入会及び退会

#### 第 9 条 (入会)

クラブに入会する者は、運営会社所定の手続きを行い、運営会社の承認を得て、運営会社所定の入会金を納付しなければならない。クラブは、入会に係る料金の完納を確認した日において当該入会者の会員資格取得日とし、会員登録を行うものとする。

クラブへの入会は、クラブの掲げる理念を共有し、本会則に同意しているものとみなされる。クラブへの入会が承認された時点で、常に本会則を遵守しなければならない。

入会には株主会員 2 名による推薦と理事 1 名による推薦を必須とする。推薦人は、会員が入会承認された後も、会則を遵守するよう連帯して責任を負う。

運営会社が入会審査した後、理事会が承認し、メンバーサイトへの一週間の掲示を経て、理事長により最終承認される。

審査結果についての理由はいかなる場合も開示しない。またその結果への不服申し立ては受けつけないものとする。

尚、受領した入会金は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

#### 第 10 条 (退会)

会員がクラブを退会しようとするときは、運営会社所定の手続きを行い、運営会社の承認を得なければならない。但し、未納の月会費その他諸支払等がある場合は、未払い金を精算後に退会を申請しなければならない。

#### 第 11 条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

1. 退会
2. 除名
3. 死亡

## 第 12 条 (会員の行動規範)

会員は以下の行動規範を守らなければならない。

1. 本会則その他クラブの諸規則を遵守する。
2. クラブまたは会社もしくは運営会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱してはならない。
3. 「豊かな文化のあるべき姿を復興し、次世代へ志をつなぎ、国際社会に貢献できる人材を育成するためのクラブを創設する」というクラブの価値観やビジョンに基づいた行動をしなければならない。

## 第 13 条 (会員資格の停止、退会勧告、除名)

会員が次の各号の一つに該当していると運営会社が判断したときは、運営会社は、会員の資格停止、退会勧告または除名処分を行うことができる。

1. 本会則その他クラブの諸規則に違反したとき。
2. クラブまたは会社もしくは運営会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。会員を扇動する言動、署名活動、クラブ、会社、運営会社への誹謗・中傷を含む。
3. クラブの価値観やビジョンに反する言動を行ったとき。
4. 反社会的勢力であることが判明したとき。
5. 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき。
6. いかなる形態かを問わず、個人の尊厳を不当に傷つけるハラスメント行為（セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント、暴言、侮辱など）を行ったとき。
7. 月会費または諸支払を2ヵ月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき。
8. 法人が株主の場合において、当該会員が法人より指定登録を解除された場合。
9. その他、理由の如何を問わず会員として不適格と認めたとき。

上記にかかわらず、会員または同伴者の行為が、クラブの評判や特色を害するものであれば、会員資格の停止または除名の対象となる。会員のクラブハウスもしくは会員専用スペース内外での言動がクラブの利益に反すると判断した場合、運営会社は直ちにその会員または同伴者にクラブからの退去を勧告し、理由の説明なく会員資格を停止する、もしくは除名することができる。

会員の権利または会則の解釈に関して何らかの対立が生じた場合、解決は運営会社に委ねられる。会員資格に関する運営会社の決定は最終であり、不服申し立ては認められない。

尚、会員資格停止中であっても、会員資格を完全に喪失するまで月会費は継続して発生する。退会勧告、除名において退会日は、即日とする。その場合に、月会費の日割り計算はしない。

#### 第14条 (休会)

会員は、希望した場合には、月会費を支払い休会することができる。

但し、病気療養あるいは運営会社が認めた事由がある場合、診断書を含む事情を証明する書類の提出などの手続を行い、クラブの承認を得て、休会できる。この場合は、休会期間の月会費の支払い義務は免除される。休会は最長1年間認められるものとする。休会期間中、運営会社は会員の資格を停止する。但し、休会事由が虚偽だと判明した場合は、免除された月会費を休会月に遡って全額支払わなければならない。なお、未納月会費がある場合は、休会できない。また、月会費の免除を伴う休会は、一回限りとする。

休会の事由が継続している場合であっても、休会期間が満1年となる時点で復会または退会のいずれかを選択するものとする。

### 第4章 理事会、委員会

#### 第15条 (理事会)

1. 理事会は理事を以って構成し、理事の過半数（委任状含む）の出席を以って成立する。

2. 理事会の決議は、出席理事の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。理事会における決議事項は次のとおりとする。

(1) クラブ運営に必要と認められる基本事項。

(2) 委員会の設置。

3. 理事会はクラブの運営を円滑にするための諮問機関であり、事務局を通して会社の経営に関する情報の開示および経営方針の報告を受け、各理事の専門分野の知見からクラブ側にクラブ運営上必要な提言を行う。但し、最終的な決定は運営会社に委ねるものとする。理事会は次のことを審議する。

(1) 会員の意見を集約し、クラブに提案すべき事項。

(2) 各理事の専門分野の知見に基づいた、クラブ運営上必要な提言に関する事項。

(3) 各種委員会からの提言に関する事項。

(4) その他必要と認められる事項。

#### 第16条 (理事)

クラブに次の理事を置く。

理事長 1名

理事 定員を6名とし、クラブが認めた場合は最大8名とする。

#### 第17条 (理事の選出)

運営会社は、株主会員の中より理事を指名、選出し、会員に告知する。理事長は、理事がこれを互選するものとする。

#### 第 18 条 (理事の任期)

1. 理事はすべて名誉職とし、任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
2. 理事は任期満了の場合でも、後任者が就任するまでその職務を行う。補欠または増員により選任された理事の任期は他の理事の任期の残存期間と同一とする。

#### 第 19 条 (理事長)

1. 理事長はクラブを代表し、会務を統括する。
2. 理事長は必要に応じて理事会を招集し、理事会の議長となる。理事長に事故ある場合は、専務理事がその職務を代行する。
3. 理事長は会合の必要がないと認めた場合または理事会を招集することが困難である場合は、持ち回りまたは書面を以って決議することができる。

#### 第 20 条 (委員会)

1. 理事会はクラブの運営を円滑にするため、各種委員会を置くことができる。
2. 委員は、会社が任命する。
3. 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

### 第 5 章 附則

#### 第 21 条 (個人情報の取扱い)

会社及び運営会社は、会員の個人情報を、公表している個人情報保護方針に基づき取扱うものとする。会員名簿、その他の個人情報の会員間での共有は行わない。

#### 第 22 条 (安全と責任)

会員はクラブ内の標識を遵守し、安全に留意する。クラブ敷地内で事故や怪我を負った場合は、いかなる場合も直ちにスタッフに報告する。

当クラブに持ち込まれた物品または残された物品はすべて、会員の責任において管理されるものとする。運営会社の重大な過失により発生した会員または同伴者の死亡または人身傷害を除き、会員または同伴者が被った損失、損害、傷害、またはその所有物について、その原因の如何を問わず、クラブは一切の責任を負わないものとする。

#### 第 23 条 (会則の改定)

会社は、変更の必要性がある、また、変更後の内容の相当性などに照らして合理的なものであると判断したときは、取締役会の決議を以って本会則を改正することができる。会則を改正した場合は、その変更前に入会した会員にも適用される。施設および施設におけるルール、営業時間など運営に関することは、運営会社が、変更できるものとする。

第 24 条 (その他)

その他、必要な詳細は別に定める。

2025 年 1 月 27 日 改訂

以上